

○松山市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成11年3月26日

要綱第13号

改正 平成16年12月28日要綱第81号

平成18年3月13日要綱第21号

平成19年3月26日要綱第25号

平成19年10月1日要綱第91号

平成20年4月4日要綱第46号

平成21年3月24日要綱第11号

平成22年3月31日要綱第21号

平成29年3月23日要綱第19号

平成30年3月1日要綱第2号

令和3年3月24日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「^{ビー・オー・ディ}BOD」という。）除去率90パーセント以上で、放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下にする機能を有するものをいう。
- (2) 維持管理 法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をいう。
- (3) 法定検査 法第11条第1項に規定する定期検査をいう。
- (4) 補助対象区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となつてから、3月を経過した区域（市長が特にやむを得ないと認める区域を除く。）を除く市内全域をいう。

(5) 補助対象浄化槽 法定検査を受検した10人槽以下の合併処理浄化槽で維持管理が適正に実施されていると市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において補助対象浄化槽の維持管理をしている者（国若しくは地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、松山市浄化槽取扱指導要綱（平成10年要綱第11号）第7条又は愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和60年10月1日施行）第6に基づく設置手続を行わず合併処理浄化槽を設置した者に対しては、補助金を交付しない。

(補助金額及び補助対象期間)

第4条 補助金の額は、補助対象浄化槽1基1年度当たり、8,000円とする。

2 補助対象期間は、市長がやむを得ないと認めた場合を除き、最初に交付を受けた補助金に係る法定検査の日が属する年度から10年度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長がやむを得ないと認めた場合を除き、法定検査を受検した日から起算して1年を経過する日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の日曜日又は土曜日でない日）までに、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 法定検査を受検した日の属する月前おおむね1年間の補助対象浄化槽の保守点検料の支払を証明する書類又はその写し（中予浄化槽管理協同組合又は松山衛生事業協同組合と浄化槽の保守点検契約を締結していない場合に限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときはこれを告示し、又は補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付することが不相当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 松山市浄化槽取扱指導要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成11年4月1日以後に法定検査を受検した合併処理浄化槽について適用する。

(編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の北条市又は中島町の区域におけるこの要綱の規定の適用については、前項中「平成11年4月1日」とあるのは、「平成17年1月1日」とする。

付 則 (平成16年12月28日要綱第81号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月13日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

ただし、様式第1号の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月26日要綱第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1)から(3)まで 略

(4) 第12条の規定による改正前の松山市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱様式第3号

付 則（平成19年10月1日要綱第91号）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年4月4日要綱第46号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成21年3月24日要綱第11号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の前日に、この要綱による改正前の規定により作成した様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

付 則（平成22年3月31日要綱第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成29年3月23日要綱第19号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和3年3月24日要綱第15号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定並びに付則第5項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の法定検査に係る補助金の額について適用し、同日前の法定検査に係る補助金の額については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年1月1日から同年12月31日までの間における法定検査に係る補助金の額は、補助対象浄化槽1基当たり、9,000円とする。

4 この要綱の施行の日前の法定検査に係る補助金の交付を受けている場合におけるこの要綱による改正後の第4条第2項の規定の適用については、令和4年度を補助対象期間の最初の年度とする。ただし、令和4年1月1日から同年3月31日までの間における法定検査に係る補助金の交付を受けた場合にあつては、令和3年度を補助対象期間の最初の年度とする。

5 第1項ただし書に規定する規定の施行の際、この要綱による改正前の第1号様式及び第4号様式による用紙で、現に残存するものは、それぞれこの要綱による改正後の第1号様式及び第4号様式による用紙とみなす。